

部長の役割（職務）

長後四区自治会

1. 当自治会の各部長、副部長の役割を会則9条5項の定めにより規定する。
2. 副部長は、部長を補佐し、部の運営を円滑に進める。部長が、不在又は、事故あるときは、部長の職務を代行する。
3. 環境衛生部長・副衛生部長
塵芥処理、区域内の美化事業を行なう。
 - 1) 資源ゴミの分別指導および集積場の準備/出し方のルールを指導徹底すること。
 - 2) 生活環境協議会活動に参加すること。
 - ① クリーンキャンペーン
 - ② 1日清掃デー
 - 3) 塵芥処理、美化の情報を会に伝達すること。
 - 4) その他事業(公園愛護会の役員担当など)に関連すること。
4. 交通部長
交通事故防止、交通安全思想の普及事業を行う。
 - 1) 交通安全対策協議会活動に参加すること。
 - ① 交通安全運動に参加すること。
 - ② 交通安全街頭指導をすること。
 - 2) 交通安全事業の情報を会に伝達すること。
 - 3) その他事業に関すること。
5. 防犯部長
防犯活動、防犯灯の維持管理事業を行う。
 - 1) 地区防犯協会活動に参加すること。
 - ① 防犯パトロールを行うこと。
 - ② 防犯市民の集いに参加すること。
 - 2) 防犯灯の維持管理、設置手続を行うこと。
 - 3) 防犯情報を会へ伝達すること。
 - 4) その他防犯に関すること。

6. 防災部長

長後4区自治会自主防災会規約(平成27年4月1日施行)に基づき、自主防災会の組織編成/運営および防災活動、防災時の相互扶助事業を行う。

- 1) 地区防災訓練に参加すること。
- 2) 自主防災活動を行なうこと。
- 3) 災害時の相互扶助を促進すること。
- 4) 防災、災害情報を会へ伝達すること。

7. 体育部長・副体育部長

体育、レクリエーション促進事業を行う。

- 1) 地区レクリエーション大会に参加を促進すること。
- 2) 地区スポーツ大会に参加を促進すること。
- 3) 地区社会体育振興協議会に参加すること。
- 4) 体育、レクリエーションの情報を会に伝達すること。
- 5) その他体育、レクリエーションに関すること。

8. 青少年部長

青少年の育成事業を行う。

- 1) 地区レクリエーション大会に参加すること。
- 2) 青少年愛護育成協力会活動に参加すること。
- 3) その他青少年の育成の情報を伝達すること。
- 4) その他青少年の育成に関すること。

9. 広報部長・広報副部長

市の施策、行事等の広報事業を行う。

- 1) 市の「広報ふじさわ」を各組に配布すること。
- 2) 市の伝達物を各組に配布すること。
- 3) 自治会の伝達物を各組に配布すること。

附則

この規定は、平成14年4月1日より施行する。

平成27年4月1日改訂